

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目次  
規則  
ページ  
○行政組織規則の一部を改正する規則  
(人事課) 一

## 規則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十五年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

### ○宮城県規則第二十号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の表環境生活部の項中「環境政策課」の下に、「再生可能エネルギー室」を加え、「資源循環推進課、廃棄物対策課」を「循環型社会推進課」に改め、同表保健福祉部の項中「ねりんピック推進室」を削り、同表農林水産部の項中「農村整備課」の下に、「農地復興推進室」を加える。

第十三条環境政策課の分掌事務の項第五号中「自然エネルギー等の導入及び」を削り、同項中第九号を削り、同項の次に次のように加える。

再生可能エネルギー室  
再生可能エネルギーの導入の推進に関すること。

第十三条資源循環推進課の分掌事務の項を次のように改める。

循環型社会推進課

一 循環型社会の形成の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。

二 廃棄物等の発生の抑制及び循環資源の再使用、リサイクル等の促進に関すること。

三 廃棄物の処理及び清掃に関すること(竹の内産廃処分場対策室及び震災廃棄物対策課の所管に

属するものを除く。)

四 浄化槽に関すること。

五 公益財団法人宮城県環境事業公社(昭和五十二年四月一日に財団法人宮城県廃棄物処理公社と  
いう名称で設立された法人をいう。)に関すること。

第十三条廃棄物対策課の分掌事務の項を削る。

第十四条保健福祉課の分掌事務の項第三号中「福祉統計」を「保健統計及び福祉統計」に改め、  
同条医療整備課の分掌事務の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十四号までを一  
号ずつ繰り上げ、同条ねりんピック推進室の分掌事務の項を削り、同条健康推進課の分掌事務の項  
中第十号を削り、第十一号を第十号とし、同条子育て支援課の分掌事務の項第十三号中「中央児童  
館」を削り、同条障害福祉課の分掌事務の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加え  
る。

七 リハビリテーションの推進に関すること。

第十五条海外ビジネス支援室の分掌事務の項第三号中「財団法人みやぎ産業交流センター」を  
「一般財団法人みやぎ産業交流センター」に改める。

第十六条農林水産経営支援課の分掌事務の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、  
第四号を第二号とし、第五号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同条食産業振興課の分掌事務の項  
第八号中「社団法人宮城県物産振興協会」を「公益社団法人宮城県物産振興協会」に改め、同条  
農業振興課の分掌事務の項中第十五号を第十六号とし、同項第十四号中「社団法人宮城県農業公社」  
を「公益社団法人みやぎ農業振興公社」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第十三号を第十四  
号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 農業経営の改善普及に関すること。

第十六条農村整備課の分掌事務の項第六号中「こと」の下に「(農地復興推進室の所管に属するも  
のを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

農地復興推進室

被災農地の復興に関すること(復興交付金に関する事業に係るものに限る。)

第十六条林業振興課の分掌事務の項中第十六号を第十七号とし、第六号から第十五号までを一号ず  
つ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 林業経営の改善普及に関すること。

第十六条森林整備課の分掌事務の項第九号中「社団法人宮城県林業公社」を「一般社団法人宮城  
県林業公社」に改め、同条水産業振興課の分掌事務の項中第二十号を第二十一号とし、同項第十九  
号中「財団法人宮城県水産公社」を「公益財団法人宮城県水産振興協会」に改め、同号を同項第

二十号とし、同項中第十号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。  
 十 水産業経営の改善普及に関すること。  
 第十八条下水道課の分掌事務の項第四号中「財団法人宮城県下水道公社」を「一般財団法人宮城県下水道公社」に改め、同条住宅課の分掌事務の項中「及び一般財団法人宮城県建築住宅センター（昭和四十二年十二月五日に財団法人宮城県住宅相談所という名称で設立された法人をいう）」を削る。

第二十一条の四第一項の表環境生活部の項及び保健福祉部の項を次のように改める。

環境生活部	環境政策課	再生可能エネルギー室
	循環型社会推進課	竹の内産廃処分場対策室
保健福祉部	保健福祉総務課	震災援護室
	健康推進課	疾病・感染症対策室

第二十一条の四第一項の表農林水産部の項を次のように改める。

農林水産部	農林水産総務課	農林水産政策室
	農村整備課	農地復興推進室
	水産業基盤整備課	漁港復興推進室

第二十二条第三項の表観光振興専門監の項及び団体支援専門監の項を削り、同表施設管理指導調整

専門監の項中  
 「施設管理指導調整専門監」を「施設管理指導専門監」に改め、同表森林土木専門監の項、漁業調整

専門監の項及び砂防専門監の項を削る。

第二十三条中「地方自治法」を「法」に改める。

第二十七条第六項の表食品衛生指導専門監の項を削る。

第二十八条中「地方自治法」を「法」に改める。

第三十二条第五項第四号中「仙台中央県税事務所」の下に「、仙台北県税事務所」を加える。

第四十七条第一項の表宮城県子ども総合センターの項中

「  
 仙台市  
 」を  
 「  
 名取市  
 」に改め、同条第二項第八号中「中央児童館並びに」を削る。

第四十八条第一項の表宮城県中央児童相談所の項中

「  
 仙台市  
 」を  
 「  
 名取市  
 」に改める。

第五十三条第一項の表宮城県リハビリテーション支援センターの項中

「  
 仙台市  
 」を  
 「  
 仙台市  
 」

「  
 名取市  
 」に改め、同条第二項第七号中「支援」を「推進」に改める。

第六十三条第十項農業農村整備部の分掌事務の項第八号中「（昭和二十四年法律第九十五号）」を削る。

第六十八条第一項中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に改める。

第七十八条第五項中「及び第六号から第九号まで」を「、第六号、第九号、第十号及び第十二号」に改める。

同項第十号から第十四号まで」を「同項第七号、第八号、第十一号、第十三号及び第十四号」に改める。

別表第二宮城県自治紛争処理委員の項中「地方自治法」を「法」に改め、同表宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会の項の次に次のように加える。

宮城県グリーン購入促進委員会	グリーン購入の促進に関する重要事項についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関すること。	同
----------------	--	---

別表第二宮城県グリーン購入促進委員会の項及び宮城県リハビリテーション協議会の項を削り、同表宮城県障害者介護給付費等不服審査会の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会

生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表宮城県精神保健福祉審議会の項の次に次のように加える。

宮城県リハビリテーション協議会	リハビリテーションに係る総合的な施策の推進に関する重要事項の審議に關すること。	同
-----------------	---	---

別表第二宮城県建設業審議会の項から県道大島浪板線大島架橋設計検討委員会の項までを削る。

別表第三伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターの項中「財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団」を「公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団」に改め、同表小鯖漁港の指定施設の項から桃ノ浦漁港の指定施設の項までを削り、同表磯崎漁港の指定施設の項中

同	同	を
---	---	---

宮城県漁業協同組合 水産業基盤整備課 に改め、同表閉上漁港の指定施設（泊地に限る。）の項から塩釜漁港の指定施設（物揚場、岸壁、護岸及び棧橋横泊地に限る。）の項まで及び塩釜漁港の指定施設（越の浦泊地に限る。）の項から鮎川漁港の指定施設の項までを削り、同表気仙沼漁港の駐車場の項の次に次のように加える。

仙台港多賀城地区緩衝緑地	多賀城市、宮城郡七ヶ浜町	株式会社東北タイケン	都市計画課
--------------	--------------	------------	-------

別表第三宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場を除く。）

の項中	同	を	都市計画課	に改め、同表仙塩流域下水道の項中
-----	---	---	-------	------------------

財団法人宮城県下水道公社

を 一般財団法人宮城県下水道公社

に改め、同表普通

県営住宅及び共同施設（県営名取田高住宅、県営名取飯野坂住宅、県営名取名取が丘四丁目住宅、県営名取谷津山住宅、県営名取手倉田第二住宅、県営名取増田住宅、県営名取亀塚住宅、県営名取沼の原住宅、県営名取千貫住宅及び県営巨理下茨田住宅に限る。）並びに改良県営住宅、地区施設及び改良住宅駐車場の項を次のように改める。

改良県営住宅、地区施設及び改良住宅駐車場	仙台市	宮城県住宅供給公社	住宅課
----------------------	-----	-----------	-----

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第十六条食産業振興課の分掌事務の項第八号、第二十三号、第二十八号、第六十三号第十項農業農村整備部の分掌事務の項第八号、第六十八号第一項及び別表第二宮城県自治紛争処理委員の項の改正規定、同表宮城県建設業審議会の項から県道大島浪板線大島架橋設計検討委員会の項まで及び別表第三小鯖漁港の指定施設の項から桃ノ浦漁港の指定施設の項までを削る改正規定、同表磯崎漁港の指定施設の項の改正規定並びに同表閉上漁港の指定施設（泊地に限る。）の項から塩釜漁港の指定施設（物揚場、岸壁、護岸及び棧橋横泊地に限る。）の項まで及び塩釜漁港の指定施設（越の浦泊地に限る。）の項から鮎川漁港の指定施設の項までを削る改正規定は、公布の日から施行する。